

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道標津郡中標津町東三十二条北一丁目2番地  
 氏 名 道北解体有限会社  
         代表取締役 中村 裕美子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14号第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和5年(2023年)10月12日  
 許可の有効年月日 令和10年(2028年)10月11日

## 1. 事業の範囲

埋立(廃プラスチック類(自動車等破碎物(自動車(原動機付自転車を含む。)若しくは電気機械器具又はこれらものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。)及び自動車のタイヤを除く。)の破碎に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。)をいう。以下同じ。)及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。ただし、石綿含有産業廃棄物以外のものは、おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、ゴムくず(ただし、石綿含有産業廃棄物以外のものは、おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、金属くず(自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスクず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破碎物、廃ブラウン管(側面部に限る。)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、がれき類、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)。以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	安定型最終処分場
設置場所	標津郡中標津町共立3番16、18
設置年月日	平成25年(2013年)7月19日
処理能力	12,935m <sup>3</sup> 、85,675m <sup>3</sup>
許可年月日	平成19年(2007年)5月8日
許可番号	根環生第392号

## 3. 許可の条件

\* \* \* \* \*

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年(2003年)10月12日	許可の更新
平成20年(2008年)10月23日	許可の更新
平成25年(2013年)10月12日	許可の更新
平成29年(2017年)10月1日	施行令改正(水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。)
平成30年(2018年)10月12日	許可の更新
令和5年(2023年)10月12日	許可の更新

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無